

議第35号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第84号の 2 を削り、同項に次の 1 号を加える。

(89) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事務手数料

別表第70に定める額

別表第43 (5) の項中「第87条の 2 」を「第87条の 4 」に改め、同表 (11) の項を次のように改める。

(11) 法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書（法第87条第 2 項もしくは第 3 項または第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	170, 000円
イ 法第48条第16項第 1 号に該当する場合	98, 000円
ウ 法第48条第16項第 2 号に該当する場合	130, 000円

別表第43 (13) の 2 の項中「第53条第 4 項」の右に「または第 5 項」を加え、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表 (14) の項中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表 (20) の項および (22) の 2 の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項の次に次のように加える。

(22) の 2 の 2 法第60条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150, 000円
--	-----------

別表第43 (22) の 3 の項中「第67条の 3 第 3 項第 2 号」を「第67条第 3 項第 2 号」に改め、同表 (22) の 4 の項中「第67条の 3 第 9 項第 2 号」を「第67条第 9 項第 2 号」に改め、同表 (23) の

項、(29)の項および(40)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表(40)の3の項中「第86条の8第3項」の右に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

(40)の4 法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
(40)の5 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円
(40)の6 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円

別表第43(41)の項から(44)の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表(48)の項中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)」を「政令」に改め、同項を同表(49)の項とし、同表(47)の項の次に次のように加える。

(48) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。)第131条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
--	---------

別表第44中(7)の項から(7)の3の項までを削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第53中(8)の2の項を削り、(8)の3の項を(8)の2の項とし、(8)の4の項を(8)の3の項とし、(8)の5の項を(8)の4の項とする。

別表第69の次に次の1表を加える。

別表第70

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下この表において「法」という。)第10条第1項の規定に基づく土地使用者等の取得についての裁定または法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査の手数料	
ア 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
イ 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた金額
ウ 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000

エ 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた金額 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた金額
オ 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた金額
カ 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,100円
(2) 法第27条第1項または法第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用または使用についての裁定の申請に対する審査の手数料	(1)の項に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じて定める金額

注1 申請をしようとする者が国または県である場合にあっては、この表に定める手数料は、無料とする。

2 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

第2条 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「890円」を「930円」に改め、同項第10号から第12号までの規定中「500円」を「530円」に改め、同項第13号を次のように改める。

(13) 滋賀県行政書士法施行細則（昭和26年滋賀県規則第14号）第6条の規定に基づく行政書士試験合格証明書の交付の手数料

1件につき 530円

第2条第1項第13号の次に次の2号を加える。

(13)の2 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1項第4号および法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条第1項第4号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人に関する証明書の交付の手数料

1件につき 530円

(13)の3 県の職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料

1件につき 580円

第2条第1項第14号および第15号中「460円」を「480円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(15)の2 滋賀県市町村職員共済組合理事長の印鑑に関する証明書の交付の手数料

1件につき 580円

第2条第1項第16号から第22号までを次のように改める。

(16) 一部事務組合の設置の許可に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(17) 不動産鑑定業者の登録に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(18) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の2第2項の規定に基づく適合証の交付（同条第4項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料

1 隻につき 1,000 円

(19) 福祉用具改造および製作手数料

別表第1に定める額

(20) 病院または診療所の用に供する不動産に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(21) 農業協同組合連合会が行う医療保健業に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(22) 独立行政法人福祉医療機構による病院または診療所に対する融資に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

第2条第1項第24号中「7,000 円」を「7,400 円」に改め、同項第25号中「8,400 円」を「8,800 円」に改め、同項第25号の2から第28号までを次のように改める。

(25) の2 中小企業高度化資金または小規模企業者等設備導入資金の貸付残高に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(26) 貸金業者登録証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(27) 計量検定所各種証明手数料

1 件につき 530 円

(28) 監督者訓練援助手数料

監督者訓練援助 1 課程につき 21,700円

監督者訓練員養成 1 人につき 27,500円

監督者訓練追指導援助 同 2,170 円

第2条第1項第30号中「1,710 円」を「1,600 円」に改め、同項第31号および第32号中「350 円」を「370 円」に改め、同項第35号を次のように改める。

(35) 土地改良区または土地改良区連合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

第2条第1項第36号中「2,180円」を「2,220円」に、「4,480円」を「4,560円」に改め、同項第37号および第37号の2中「500円」を「530円」に改め、同号を同項第37号の5とし、同項第37号の次に次の3号を加える。

(37) の2 土地区画整理組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(37) の3 市街地再開発組合の代表者の資格または印鑑に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 580 円

(37) の4 宅地建物取引士資格試験の合格証明書の交付の手数料

1 件につき 530 円

第2条第1項第38号から第39号の4までの規定中「500円」を「530円」に改め、同項第41号中「1,220円」を「1,300円」に改め、同項第42号および第43号中「620円」を「660円」に改め、同条第2項第5号中「510円」を「540円」に改め、同項第7号中「6,200円」を「6,500円」に、「7,800円」を「8,200円」に、「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第16号中「40,000円」を「41,000円」に改め、同項第18号中「910円」を「960円」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同項第23号中「19,000円」を「20,000円」に、「37,000円」を「39,000円」に、「3,700円」を「3,900円」に、「7,300円」を「7,700円」に改め、同項第28号中「500円」を「530円」に、「14,000円」を「15,000円」に改め、同項第29号中「510円」を「540円」に改め、同項第30号を次のように改める。

(30) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料

別表第43の2に定める額

第2条第2項第32号を次のように改める。

(32) 採石法に基づく事務手数料

別表第43の3に定める額

第2条第2項第42号中「19,000円」を「20,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に改め、同項第44号中「440円」を「460円」に、「220円」を「230円」に改め、同項第50号中「17,400円」を「18,300円」に、「41,000円」を「43,000円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「6,400円」を「6,700円」に改め、同項第53号中「7,900円」を「8,000円」に改め、同項第55号中「7,500円」を「7,900円」に改め、同項第61号中「500円」を「530円」に、「3,000円」を「3,030円」に改め、同項第63号を次のように改める。

(63) 砂利採取法に基づく事務手数料

別表第55の2に定める額

第2条第2項第73号中「610円」を「640円」に、「380円」を「390円」に改め、同項第73号の2中「26,000円」を「27,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に改め、同項第78号

中「140,000円」を「150,000円」に改め、同項第79号の2中「41,000円」を「43,000円」に、「4,100円」を「4,300円」に改め、同項第81号中「2,400円」を「2,500円」に改める。

付則第3項を削る。

付則第4項中「200」を「300」に、「300」を「500」に、「160」を「200」に、「240」を「400」に改め、同項を付則第3項とする。

別表第1中「1,060」を「1,080」に、「2,130」を「2,170」に、「3,200」を「3,260」に、「4,260」を「4,350」に改める。

別表第2第2項中「100分の8」を「100分の10」に改め、同表第3項第1号中「1,050円」を「1,120円」に改め、同項第2号中「1,980円」を「2,120円」に改め、同項第3号中「530円」を「580円」に改める。

別表第3中「

」を「

」に、「3,310」を「3,370」

に、「6,590」を「6,820」に、「2,220」を「2,300」に、「4,490」を「4,610」に、

「

6,500
2,230
1,770
2,210
1,770
6,500
6,500

」を「

6,550
2,310
1,800
2,290
1,800
6,610
6,610

」に、「17,700」を「18,000」に、

「10,600」を「11,000」に、「

4,660
500

」を「

4,800
580

」に改める。

別表第4中「6,840」を「7,120」に、「16,800」を「17,700」に、「11,100」を「11,600」

に、「

1種目	3,490
-----	-------

」を「

1種目	3,590
-----	-------

」に、「1,380」

を「1,450」に、「2,240」を「2,350」に、「4,200」を「4,380」に、「6,140」を「6,330」に、「3,870」を「4,060」に、「11,300」を「11,700」に、「11,400」を「11,900」に、「2,180」を「2,240」に、「3,450」を「3,560」に、

鉦 泉 温 泉	小 分 析		同	6,570	を
	中 分 析		同	59,200	
	ラ ド ン 測 定		同	10,800	
浴 場 水 プ ー ル 水	公 衆 浴 場 水	原水、原湯、上 り用水	同	4,090	
		浴 場 内 湯	同	4,090	
	プ ー ル 水		同	4,090	

浴 場 水 プ ー ル 水	公 衆 浴 場 水	原水、原湯、上 り用水	同	4,300	に、
		浴 場 内 湯	同	4,300	
	プ ー ル 水		同	4,300	

同	3,490	を	同	3,640	に、	同
---	-------	---	---	-------	----	---

3,000	を	同	3,120	に、「6,110」を「6,350」
-------	---	---	-------	-------------------

に、「9,680」を「10,100」に、「31,560」を「33,100」に、「2,580」を「2,640」に、「3,950」を「4,140」に、「1,930」を「2,030」に、「8,960」を「9,370」に、「2,430」を「2,490」に、「1,610」を「1,660」に、「1,740」を「1,800」に、「3,330」を「3,420」に、「9,130」を「9,570」に、「3,860」を「3,960」に、「5,350」を「5,520」に、「4,100」を「4,240」に、「9,700」を「9,990」に、「5,140」を「5,380」に、「1,770」を「1,850」に、「3,310」を「3,370」に、「6,590」を「6,820」に、「2,220」を「2,300」に、「4,490」を「4,610」に、「6,500」を「6,550」に、「3,100」を「3,240」に、「1,460」を「1,500」に、「4,150」を「4,310」に、「33,000」を「34,600」に、「1,590」を「1,660」に、「2,130」を「2,200」に、「3,940」を「4,110」に、「28,000」を「29,300」

文 書 料	温泉分析成績書	
	その他の成績書	
	成績書謄本再交付	

に、「4,460」を「4,650」に、

1 通	1,260	を	「 文 書 料	成 績 書	
同	530			成績書謄本再交付	
同	530				

1 通	580	に改める。
同	580	

別表第 5 第 1 項の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
電気・電子試験	耐 電 圧 試 験	1 試 験	2,140 円
材料試験	強 度 試 験	1 試 料	最低 910
		1 項 目	最高 2,500
化学分析	硬 さ 試 験	同	1,240
	定 性 分 析	1 成 分	2,110
食品保存性試験	定 量 分 析	同	3,070
	恒 温 試 験	24 時 間 (10試料まで) 24時間増すごとに	3,900 2,610
微生物試験	菌 数 測 定	1 試 料	4,170
pH 測 定		同	1,220
デ ザ イ ン 指 導		1 時 間	4,420
成績書の複本または証明書	和 文	1 通	580
	英 文	同	680
成 績 書 の 英 文 作 成		同	2,240

別表第 5 第 2 項中「5,360」を「5,680」に、「4,370」を「4,500」に、「3,390」を「3,530」に、「2,270」を「2,430」に、「2,060」を「2,190」に、「2,000」を「2,140」に、「11,210」を「11,630」に、「5,950」を「6,330」に、「4,740」を「5,070」に、「20,700」を「20,980」に、「1,450」を「1,430」に、「1,140」を「1,220」に、「2,410」を「2,450」に、「2,870」を「3,070」に、「5,920」を「6,330」に、「2,920」を「3,100」に、「3,650」を「3,900」に、「6,720」を「7,190」に、「6,240」を「6,670」に、「4,250」を「4,550」に、「500」を「580」に、「640」を「680」に、「2,090」を

「2,240」に改める。

別表第6中「2,090」を「2,240」に、「3,280」を「3,510」に、「4,720」を「5,050」

に、「2,820」を「2,940」に、

1,100
1,100

を

最低	1,060
最高	1,180
同	1,170
	1,180

」

に、「1,330」を「1,420」に、「1,510」を「1,610」に、「4,340」を「4,630」に、

「1,790」を「1,910」に、

1,170

を

1,200

」

に、

3,300
300

を

3,450
310

に、「400」を「430」

に、「1,740」を「1,810」に、「870」を「900」に、「2,380」を「2,490」に、

1,960
1,460

を

2,100
1,560

に、「4,000」を「4,280」に、

「1,900」を「2,030」に、「3,070」を「3,280」に、「450」を「480」に、「1,750」

を「1,840」に、「1,970」を「2,000」に、

3,340
1,170

を

」

3,500
1,250

に、

1,960
750

を

2,050
780

に、

「

2,210
740

を

2,310
770

に、「4,440」を「4,670」

に、「350」を「360」に、「500」を「580」に、「640」を「680」に改め、同表注2中「720円」を「770円」に改める。

別表第11第2項中「500円」を「530円」に改め、同表に次の1項を加える。

4 屋外広告物講習会修了証明書の交付の手数料

1件につき 530円

別表第28第1項第1号中「300」を「320」に、「500」を「540」に、「240」を「260」に、「400」を「430」に改め、同表第2項中「1,360」を「1,450」に、「2,710」を「2,900」に、「5,440」を「5,820」に改め、同表第3項中「18,500」を「19,800」に、「9,300円」を「9,900円」に、「1,100」を「1,200」に改める。

別表第28の2第3項中「1,360」を「1,450」に、「2,710」を「2,900」に、「5,440」を「5,820」に改める。

別表第29中「6,300」を「6,700」に、「17,300」を「18,500」に、「18,500」を「19,800」に、「32,200」を「34,400」に、「38,500」を「41,100」に、「2,460」を「2,630」に、「3,350」を「3,580」に、「1,610」を「1,720」に、「2,220」を「2,370」に、「5,940」を「6,350」に、「7,800」を「8,340」に、「4,450」を「4,760」に、「5,680」を「6,070」に、「7,420」を「7,930」に、「2,960」を「3,160」に、「3,830」を「4,090」に、「4,540円」を「4,850円」に、「1,360円」を「1,450円」に改める。

別表第30中「14,400」を「15,300」に、「19,200」を「20,400」に、「9,600」を「10,200」に、「12,800」を「13,600」に、「4,800」を「5,100」に、「6,400」を「6,800」に改める。

別表第32中「10,800」を「10,900」に、「15,100」を「15,500」に、「35,500」を「36,000」に、「25,100」を「26,200」に改める。

別表第34中「16,000円」を「16,800円」に、「12,600円」を「13,200円」に、「9,600円」を「10,100円」に、「7,600円」を「8,000円」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改める。

別表第39中「3,300」を「3,500」に改める。

別表第40(1)の項および(2)の項中「3,300」を「3,500」に改め、同表(3)の項中「2,300」を「2,400」に改め、同表(4)の項および(5)の項中「1,000」を「1,100」に改め、同表(6)の項中「2,300」を「2,400」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「450」を「470」に改め、同表(9)の項中「250」を「260」に改める。

別表第42(1)の項中「4,700」を「4,800」に、「6,800」を「7,100」に、「7,200」を「7,500」に、「7,700」を「8,000」に改め、同表(2)の項中「2,200」を「2,300」に改め、同表(4)の項中「2,300」を「2,400」に、「3,200」を「3,400」に、「3,500」を「3,700」に、「3,700」を「3,900」に改め、同表(5)の項中「400」を「420」に改める。

別表第43(1)の項中「13,000円」を「14,000円」に、「40,000円」を「39,000円」に、「28,000円」を「27,000円」に、「53,000円」を「52,000円」に、「35,000円」を「34,000円」に、「92,000円」を「91,000円」に、「240,000円」を「230,000円」に、「460,000円」を「450,000円」に、「760,000円」を「750,000円」に改め、同表(2)の項中「35,000円」を「34,000円」に、「46,000円」を「45,000円」に、「65,000円」を「63,000円」に、「83,000円」を「81,000円」に、「290,000円」を「280,000円」に、「540,000円」を「530,000円」

に、「9,000円」を「9,200円」に、「77,000円」を「79,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に、「155,000円」を「157,000円」に、「194,000円」を「196,000円」に、「271,000円」を「275,000円」に改め、同表(3)の項中「16,000円」を「15,000円」に、「30,000円」を「29,000円」に、「42,000円」を「41,000円」に、「61,000円」を「59,000円」に、「78,000円」を「75,000円」に、「140,000円」を「130,000円」に、「280,000円」を「270,000円」に、「540,000円」を「520,000円」に改め、同表(4)の項中「16,000円」を「15,000円」に、「24,000円」を「23,000円」に、「32,000円」を「31,000円」に、「41,000円」を「39,000円」に、「60,000円」を「57,000円」に、「76,000円」を「73,000円」に、「130,000円」を「120,000円」に、「170,000円」を「160,000円」に、「270,000円」を「260,000円」に、「490,000円」を「470,000円」に改め、同表(5)の2の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(6)の項および(7)の項中「36,000円」を「35,000円」に改め、同表(8)の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(11)の項中「170,000円」を「160,000円」に、「98,000円」を「99,000円」に改め、同表(13)の2の項および(14)の項中「36,000円」を「35,000円」に改め、同表(16)の項および(19)の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(19)の2の項中「80,000円」を「81,000円」に改め、同表(19)の3の項中「30,000円」を「28,700円」に、「12,000円」を「11,000円」に改め、同表(22)の6の項、(23)の項、(24)の2の項から(25)の2の項までおよび(27)の項から(29)の項までの規定中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(31)の項中「120,000円」を「130,000円」に改め、同表(32)の項および(33)の項中「80,000円」を「81,000円」に改め、同表(34)の項および(35)の項中「200,000円」を「210,000円」に改め、同表(36)の項中「80,000円」を「81,000円」に改め、同表(37)の項および(38)の項中「200,000円」を「210,000円」に改め、同表(39)の項中「7,000円」を「6,700円」に、「12,000円」を「11,000円」に改め、同表(40)の項から(40)の4の項までの規定中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表(40)の5の項中「120,000円」を「130,000円」に改め、同表(41)の項中「27,000円」を「26,000円」に、「12,000円」を「11,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同表(42)の項中「32,000円」を「30,000円」に、「18,000円」を「17,000円」に改め、同表(43)の項中「30,000円」を「29,000円」に、「18,000円」を「17,000円」に改め、同表(44)の項中「26,000円」を「27,000円」に改め、同表(45)の項中「25,000円」を「24,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に改め、同表(46)の項中「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(47)の項中「18,000円」を「19,000円」に改め、同表(48)の項および(49)の項中「29,000円」を「30,000円」に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第43の2

家畜改良増殖法に基づく事務手数料

区	分	金 額
---	---	-----

(1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下この表において「法」という。）第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査の手数料	1件につき	2,000	円
(2) 法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の受講料	同	31,700	
(3) 法第16条第2項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講料	同	36,800	
(4) 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査の手数料	同	6,000	
(5) 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下この表において「政令」という。）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料	同	810	
(6) 政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料	同	810	
(7) 政令第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付の手数料	同	1,800	
(8) 政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付の手数料	同	1,800	

別表第43の3

採石法に基づく事務手数料

区	分	金 額	
(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき	18,900	円
(2) 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同	8,700	
(3) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の手数料	同	8,400	
(4) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同	61,000	
(5) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同	39,000	
(6) 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の13の規定に基づく採石業務管理者試験合格証または採石業務管理者認定証の再交付の手数料	同	580	

別表第44 (1) の項中「27,400」を「27,900」に改め、同表 (3) の項中「14,500」を「14,700」に改め、同表 (4) の項中「9,800」を「10,200」に改め、同表 (6) の項中「6,200」を「6,400」に改め、同表 (7) の項中「4,900」を「5,100」に改める。

別表第45 (1) の項中「260 円」を「270 円」に、「280 円」を「290 円」に、「250 円」を「260 円」に、「230 円」を「240 円」に、「670 円」を「680 円」に、「4,300 円」を「4,500 円」に、「1,300 円」を「1,370 円」に改め、同表 (2) の項を削り、同表 (3) の項中「700 円」を「740 円」に、「310 円」を「330 円」に改め、同項を同表 (2) の項とする。

別表第48 (1) の項中「3,500」を「3,700」に改め、同表 (2) の項中「3,600」を「3,700」に改め、同表 (6) の項中「11,400」を「11,700」に改める。

別表第50に次のように加える。

(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の手数料	同	530
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同	530
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同	530
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省・建設省令第2号）第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	同	530
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同	530

別表第51 (1) の項中「14,400」を「14,600」に、「3,700」を「3,900」に改める。

別表第52 (1) の項中「120,000」を「130,000」に、「180,000」を「190,000」に、「240,000」を「250,000」に、「350,000」を「370,000」に、「460,000」を「480,000」に、「600,000」を「630,000」に、「790,000」を「830,000」に改め、同表 (2) の項および (3) の項中「5,800」を「5,500」に、「7,700」を「7,500」に、「33,000」を「35,000」に、「41,000」を「43,000」に、「55,000」を「58,000」に改める。

別表第53 (1) の項中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表 (3) の項中「28,000円」を「29,000円」に、「28,600円」を「29,500円」に改め、同表 (4) の項中「10,500円」を「10,400円」に改め、同表 (9) の項および (10) の2の項中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表 (17) の項中「131,800 円」を「131,900 円」に、「6,200 円」を「6,300 円」に、「130,700

円」を「131,000円」に、「58,600円」を「58,900円」に改め、同表(18)の項中「114,800円」を「114,900円」に、「115,400円」を「115,600円」に、「47,000円」を「47,100円」に改め、同表(19)の項中「89,800円」を「90,000円」に、「85,600円」を「85,800円」に、「47,600円」を「47,800円」に、「85,200円」を「85,500円」に、「33,500円」を「33,700円」に改め、同表(20)の項中「50,800円」を「51,100円」に、「48,300円」を「48,500円」に、「5,400円」を「5,700円」に、「24,100円」を「24,200円」に、「47,900円」を「48,100円」に改め、同表(21)の項ア中「81,000円」を「81,200円」に改め、同項エ中「77,000円」を「77,300円」に改め、同項オ中「35,600円」を「35,700円」に改め、同項カ中「30,700円」を「30,800円」に改め、同項キ中「35,600円」を「35,700円」に改め、同項ク中「30,700円」を「30,800円」に改め、同表(22)の項中「69,500円」を「69,700円」に改め、同表(23)の項中「30,000円」を「30,100円」に、「20,500円」を「20,600円」に改め、同表(24)の項中「28,600円」を「28,800円」に、「13,200円」を「13,400円」に改め、同表(25)の2の項中「130,700円」を「131,000円」に、「94,900円」を「95,000円」に改め、同表(25)の3の項中「138,000円」を「138,200円」に、「115,400円」を「115,600円」に、「70,000円」を「70,100円」に改め、同表(25)の5の項中「20,100円」を「20,300円」に改め、同表(26)の項中「68,700円」を「69,100円」に改め、同表(27)の項中「47,600円」を「47,800円」に改め、同表(28)の項中「17,500円」を「17,700円」に改め、同表(31)の項および(32)の項を削る。

別表第54(1)の項ア中「10,000円」を「9,500円」に改め、同項イ中「18,000円」を「17,000円」に改め、同項ウ中「27,000円」を「26,000円」に改め、同項エ中「41,000円」を「39,000円」に改め、同項オ中「58,000円」を「55,000円」に改め、同項カ中「90,000円」を「86,000円」に改め、同項キ中「140,000円」を「130,000円」に改め、同項ク中「220,000円」を「210,000円」に改め、同項ケ中「290,000円」を「280,000円」に改め、同項コ中「360,000円」を「340,000円」に改め、同表(2)の項中「360,000円」を「340,000円」に、「9,200円」を「9,700円」に改める。

別表第55の次に次の1表を加える。

別表第55の2

砂利採取法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 18,900
(2) 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 8,700
(3) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料	同 9,000

(4) 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	同	33,900
(5) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	同	15,000
(6) 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証または砂利採取業務主任者認定証の再交付の手数料	同	580

別表第56 (1) の項ア (ア) 中「7,800 円」を「8,200 円」に改め、同項ア (イ) 中「20,000 円」を「21,000 円」に改め、同項ア (ウ) 中「39,000 円」を「41,000 円」に改め、同項ア (エ) 中「78,000 円」を「82,000 円」に改め、同項ア (オ) 中「120,000 円」を「130,000 円」に改め、同項ア (カ) 中「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同項ア (キ) 中「200,000 円」を「210,000 円」に改め、同項ア (ク) 中「270,000 円」を「280,000 円」に改め、同項イ中「12,000 円」を「13,000 円」に、「27,000 円」を「28,000 円」に、「59,000 円」を「62,000 円」に、「110,000 円」を「120,000 円」に、「180,000 円」を「190,000 円」に、「240,000 円」を「250,000 円」に、「310,000 円」を「330,000 円」に、「430,000 円」を「450,000 円」に改め、同項ウ中「78,000 円」を「82,000 円」に、「120,000 円」を「130,000 円」に、「180,000 円」を「190,000 円」に、「240,000 円」を「250,000 円」に、「350,000 円」を「370,000 円」に、「460,000 円」を「480,000 円」に、「600,000 円」を「630,000 円」に、「790,000 円」を「830,000 円」に改め、同表 (2) の項中「790,000 円」を「830,000 円」に、「9,200 円」を「9,700 円」に改め、同表 (3) の項中「41,000 円」を「43,000 円」に改め、同表 (4) の項中「23,000 円」を「24,000 円」に改め、同表 (5) の項ア中「6,000 円」を「6,300 円」に改め、同項イ中「16,000 円」を「17,000 円」に改め、同項ウ中「33,000 円」を「35,000 円」に改め、同項エ中「60,000 円」を「63,000 円」に改め、同項オ中「83,000 円」を「87,000 円」に改め、同表 (6) の項中「1,600 円」を「1,700 円」に、「2,400 円」を「2,500 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改め、同表 (7) の項中「410 円」を「420 円」に改め、同表 (8) の項中「3,900 円」を「4,100 円」に改める。

別表第62中「127,000」を「130,000」に、「107,000」を「110,000」に、「118,000」を「120,000」に、「97,000」を「100,000」に、「91,000」を「94,000」に、「39,000」を「40,000」に改める。

別表第63第1項中「1,400」を「1,500」に、「1,700」を「1,800」に、「2,100」を

「2,200」に、「3,000」を「3,200」に、

を

260
 に、「1,500」を「1,600」に、「2,000」を「2,100」に、「3,600」

」「

を「3,800」に、「6,600」を「6,900」に、「10,300」を「10,800」に、「14,400」を「15,100」

に、「18,400」を「19,300」に、「20,800」を「21,800」に、「28,700」を「30,100」に、

「49,500」を「52,000」に改め、同表第2項第1号中「1,050」を「1,100」に、「1,300」

を「1,370」に、「1,640」を「1,720」に、「2,040」を「2,140」に、「2,290」を「2,400」

に、「190」を「200」に、「140」を「150」に、「180」を「190」に、「240」を「250」

に、「330」を「350」に、「
 |
 同
 500
|
 を「
 |
 同

530
 |
 に、「860」を「900」に、「1,460」を「1,530」に、「2,360」を「2,480」に、

「5,940」を「6,240」に、「7,470」を「7,840」に、「11,000」を「11,600」に、「13,700」

を「14,400」に、「18,300」を「19,200」に、「20,700」を「21,700」に、「36,700」を「38,500」

「
 同 100
 を
 同 110
 」

に、「280」を「290」に、

に、「1,260」を「1,320」に、「1,790」を「1,880」に、「570」を「600」に、「1,550」

を「1,630」に、「2,050」を「2,150」に、「6,400」を「6,720」に、
 同

470
 を
 同 490
 に、「880」を「920」に改め、同項

第2号中「160」を「170」に、「190」を「200」に、「260」を「270」に、「340」を

「360」に、「530」を「560」に、「960」を「1,010」に、「1,610」を「1,690」に、

「2,770」を「2,910」に、「6,310」を「6,630」に、「8,070」を「8,470」に、「11,900」

を「12,500」に、「14,700」を「15,400」に、「19,300」を「20,300」に、「21,700」を「22,800」

に、「37,800」を「39,700」に、
 同 90
 を
 同

同 290

100
300

に、「110」を「120」に、「150」を「160」に改め、同項第3号中「1,550」

を「1,630」に、「2,050」を「2,150」に、「2,420」を「2,540」に、「3,250」を「3,410」

に、「6,400」を「6,720」に、

同	100
---	-----

を

同

110

に、「490」を「520」に、「950」を「940」に改め、同表第3項中「13,200円」

を「13,900円」に、「3,210円」を「3,370円」に、「5,000円」を「5,250円」に、「7,450円」を「7,820円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「13,100円」を「13,800円」に、「6,700円」を「6,710円」に、「3,190円」を「3,350円」に、「7,880円」を「8,270円」

に、「640円」を「670円」に、

780円
8,780円

を

820円
9,220円

に、「480円」を「500円」に、「650円」を「680円」に、「7,090円」を

「7,370円」に、「13,600円」を「14,300円」に改め、同表第4項中「1,400」を「1,500」

に、「 | 同 1,700 | 」を「 | 同 1,800 | 」に、「 | 同

2,100 | 」を「 | 同 2,200 | 」に、「3,000」を「3,200」に、

同	250
---	-----

を

同	260
---	-----

に、

同	1,500
同	2,000

「
を
」
同
同
1,600
2,100
に、「3,600」を「3,800」に、「6,600」を「6,900」

に、「10,300」を「10,800」に、「14,400」を「15,100」に、「18,400」を「19,300」に、「20,800」を「21,800」に、「28,700」を「30,100」に、「49,500」を「52,000」に、「22,200」を「23,300」に、「35,800」を「37,600」に、「31,700」を「33,000」に、「92,000」を「95,400」に、「120,200」を「125,600」に、「91,500」を「94,800」に、「101,900」を「105,900」に、「96,700」を「100,400」に、「110,700」を「115,400」に、「97,600」を「101,400」に、「104,000」を「108,200」に、「25,000」を「26,300」に改め、同表第5項中「153,000」を「160,700」に、「402,900」を「423,000」に、「52,800」を「55,400」に、「1,810」を「1,890」に、「720」を「760」に、「340」を「360」に、「2,510」を「2,640」に、「7,240」を「7,600」に、「1,320」を「1,390」に改める。

別表第63の2中「6,600」を「6,910」に、「470」を「480」に、「2,700」を「2,710」

に、「1,050」を「1,060」に、

を

に改める。

別表第64の2中「5,300」を「5,600」に、「3,500」を「3,600」に、「5,900」を「6,000」に、「3,800」を「4,000」に改める。

別表第67 (1) の項ア (ア) a 中「44,000円」を「46,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「69,000円」を「70,000円」に、「26,000円」を「25,000円」に改め、同項ア (ア) b 中「66,000円」を「69,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「103,000円」を「105,000円」に改め、同項ア (ア) c 中「89,000円」を「93,000円」に、「33,000円」を「35,000円」に、「138,000円」を「140,000円」に、「52,000円」を「51,000円」に改め、同項ア (イ) a (a) 中「60,000円」を「63,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「94,000円」を「97,000円」に改め、同項ア (イ) a (b) 中「96,000円」を「101,000円」に、「26,000円」を「27,000円」に、「148,000円」を「153,000円」に改め、同項ア (イ) a (c) 中「201,000円」を「211,000円」に、「52,000円」を「55,000円」に、「311,000円」を「321,000円」に、「80,000円」を「82,000円」に改め、同項ア (イ) a (d) 中「350,000円」を「368,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「542,000円」を「560,000円」に、「122,000円」を「124,000円」に改め、同項ア (イ) a (e) 中「611,000円」を「642,000円」に、「116,000円」を「122,000円」に、「945,000円」を「976,000円」に、「181,000円」を「184,000円」に改め、同項ア (イ) a (f) 中「1,125,000円」を「1,181,000円」に、「211,000円」を「222,000円」に、「1,741,000円」を「1,798,000円」に、「328,000円」を「334,000円」に改め、同項ア (イ) a (g) 中「1,630,000円」を「1,712,000円」に、「294,000円」を

「309,000円」に、「2,522,000円」を「2,605,000円」に、「457,000円」を「466,000円」に改め、同項ア(イ) a (h) 中「2,007,000円」を「2,107,000円」に、「363,000円」を「381,000円」に、「3,105,000円」を「3,208,000円」に、「563,000円」を「574,000円」に改め、同項ア(イ) b (a) 中「40,000円」を「42,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「61,000円」を「63,000円」に改め、同項ア(イ) b (b) 中「65,000円」を「68,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「100,000円」を「103,000円」に、「36,000円」を「37,000円」に改め、同項ア(イ) b (c) 中「116,000円」を「122,000円」に、「40,000円」を「42,000円」に、「179,000円」を「185,000円」に、「62,000円」を「63,000円」に改め、同項ア(イ) b (d) 中「216,000円」を「227,000円」に、「74,000円」を「78,000円」に、「334,000円」を「344,000円」に、「115,000円」を「118,000円」に改め、同項ア(イ) b (e) 中「358,000円」を「376,000円」に、「124,000円」を「130,000円」に、「554,000円」を「571,000円」に、「193,000円」を「197,000円」に改め、同項ア(イ) b (f) 中「665,000円」を「698,000円」に、「227,000円」を「238,000円」に、「1,030,000円」を「1,061,000円」に、「352,000円」を「359,000円」に改め、同項ア(イ) b (g) 中「926,000円」を「972,000円」に、「311,000円」を「327,000円」に、「1,433,000円」を「1,477,000円」に、「482,000円」を「491,000円」に改め、同項ア(イ) b (h) 中「1,122,000円」を「1,178,000円」に、「371,000円」を「390,000円」に、「1,737,000円」を「1,791,000円」に、「575,000円」を「585,000円」に改め、同表(2)の項中「16,000円」を「17,000円」に、「26,000円」を「25,000円」に改め、同表(3)の項および(4)の項中「16,000円」を「17,000円」に改める。

別表第68(2)の項中「231,000円」を「237,000円」に、「364,000円」を「375,000円」に、「30,000円」を「31,000円」に、「512,000円」を「529,000円」に、「81,000円」を「83,000円」に、「627,000円」を「648,000円」に、「125,000円」を「129,000円」に、「738,000円」を「763,000円」に、「156,000円」を「162,000円」に、「840,000円」を「868,000円」に、「194,000円」を「201,000円」に、「1,043,000円」を「1,079,000円」に、「270,000円」を「279,000円」に、「91,000円」を「93,000円」に、「147,000円」を「151,000円」に、「232,000円」を「239,000円」に、「300,000円」を「310,000円」に、「359,000円」を「371,000円」に、「419,000円」を「434,000円」に、「540,000円」を「559,000円」に、「8,000円」を「8,300円」に、「77,000円」を「79,000円」に、「121,000円」を「124,000円」に、「197,000円」を「203,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「278,000円」を「286,000円」に、「80,000円」を「82,000円」に、「534,000円」を「552,000円」に、「126,000円」を「130,000円」に、「936,000円」を「969,000円」に、「188,000円」を「195,000円」に、「1,709,000円」を「1,771,000円」に、「283,000円」を「294,000円」に改め、同表(4)の項中「4,800円」を「4,700円」に改める。

別表第69(1)の項ア(ア) a中「230,000円」を「235,000円」に改め、同項ア(ア) b中「362,000円」を「373,000円」に改め、同項ア(ア) c中「510,000円」を「527,000円」に改め、同項ア(ア) d中「625,000円」を「646,000円」に改め、同項ア(ア) e中「736,000円」を「761,000円」に改め、同項ア(ア) f中「838,000円」を「866,000円」に改め、同項ア(ア) g中「1,041,000円」を「1,077,000円」に改め、同項ア(イ) a中「89,000円」を「91,000円」に改め、同項ア(イ) b中「145,000円」を「149,000円」に改め、同項ア(イ) c中「230,000円」を「237,000円」に改め、同項ア(イ) d中「298,000円」を「308,000円」に改め、同項ア(イ) e中「357,000円」を「369,000円」に改め、同項ア(イ) f中「417,000円」を「432,000円」に改め、同項ア(イ) g中「538,000円」を「557,000円」に改め、同項イ(ア) a中「26,000円」を「25,000円」に改め、同項イ(ア) c中「102,000円」を「103,000円」に改め、同項イ(ア) d中「149,000円」を「150,000円」に改め、同項イ(ア) e中「183,000円」を「185,000円」に改め、同項イ(ア) f中「226,000円」を「228,000円」に改め、同項イ(ア) g中「311,000円」を「315,000円」に改め、同項イ(イ) c中「95,000円」を「96,000円」に改め、同項イ(イ) d中「142,000円」を「143,000円」に改め、同項イ(イ) e中「175,000円」を「177,000円」に改め、同項イ(イ) f中「216,000円」を「219,000円」に改め、同項イ(イ) g中「300,000円」を「303,000円」に改め、同表(2)の項ア(ア) a中「230,000円」を「235,000円」に改め、同項ア(ア) b中「362,000円」を「373,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同項ア(ア) c中「510,000円」を「527,000円」に、「79,000円」を「81,000円」に改め、同項ア(ア) d中「625,000円」を「646,000円」に、「123,000円」を「127,000円」に改め、同項ア(ア) e中「736,000円」を「761,000円」に、「154,000円」を「160,000円」に改め、同項ア(ア) f中「838,000円」を「866,000円」に、「192,000円」を「199,000円」に改め、同項ア(ア) g中「1,041,000円」を「1,077,000円」に、「268,000円」を「277,000円」に改め、同項ア(イ) a中「89,000円」を「91,000円」に改め、同項ア(イ) b中「145,000円」を「149,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同項ア(イ) c中「230,000円」を「237,000円」に、「79,000円」を「81,000円」に改め、同項ア(イ) d中「298,000円」を「308,000円」に、「123,000円」を「127,000円」に改め、同項ア(イ) e中「357,000円」を「369,000円」に、「154,000円」を「160,000円」に改め、同項ア(イ) f中「417,000円」を「432,000円」に、「192,000円」を「199,000円」に改め、同項ア(イ) g中「538,000円」を「557,000円」に、「268,000円」を「277,000円」に改め、同項イ(ア) a中「43,000円」を「42,000円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項イ(ア) b中「47,000円」を「46,000円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項イ(イ) a中「76,000円」を「77,000円」に改め、同項イ(イ) b中「119,000円」を「122,000円」に改め、同項イ(イ) c中「195,000円」を「201,000円」に、「44,000円」を「46,000円」に改め、同項イ(イ) d中「276,000円」を「284,000円」に、「78,000円」を「80,000円」に改め、同項イ(イ) e中「532,000円」を「550,000円」に、「124,000円」を「128,000円」に改め、同項イ(イ) f中「934,000円」

を「967,000円」に、「186,000円」を「193,000円」に改め、同項イ(イ)g中「1,707,000円」を「1,769,000円」に、「282,000円」を「292,000円」に改め、同表(4)の項中「4,800円」を「4,700円」に改め、同表(6)の項ア(ア)a中「230,000円」を「235,000円」に改め、同項ア(ア)b中「362,000円」を「373,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同項ア(ア)c中「510,000円」を「527,000円」に、「79,000円」を「81,000円」に改め、同項ア(ア)d中「625,000円」を「646,000円」に、「123,000円」を「127,000円」に改め、同項ア(ア)e中「736,000円」を「761,000円」に、「154,000円」を「160,000円」に改め、同項ア(ア)f中「838,000円」を「866,000円」に、「192,000円」を「199,000円」に改め、同項ア(ア)g中「1,041,000円」を「1,077,000円」に、「268,000円」を「277,000円」に改め、同項ア(イ)a中「89,000円」を「91,000円」に改め、同項ア(イ)b中「145,000円」を「149,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同項ア(イ)c中「230,000円」を「237,000円」に、「79,000円」を「81,000円」に改め、同項ア(イ)d中「298,000円」を「308,000円」に、「123,000円」を「127,000円」に改め、同項ア(イ)e中「357,000円」を「369,000円」に、「154,000円」を「160,000円」に改め、同項ア(イ)f中「417,000円」を「432,000円」に、「192,000円」を「199,000円」に改め、同項ア(イ)g中「538,000円」を「557,000円」に、「268,000円」を「277,000円」に改め、同項イ(ア)a(a)中「43,000円」を「42,000円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項イ(ア)a(b)中「47,000円」を「46,000円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項イ(ア)b(a)中「76,000円」を「77,000円」に改め、同項イ(ア)b(b)中「119,000円」を「122,000円」に改め、同項イ(ア)b(c)中「195,000円」を「201,000円」に、「44,000円」を「46,000円」に改め、同項イ(ア)b(d)中「276,000円」を「284,000円」に、「78,000円」を「80,000円」に改め、同項イ(ア)b(e)中「532,000円」を「550,000円」に、「124,000円」を「128,000円」に改め、同項イ(ア)b(f)中「934,000円」を「967,000円」に、「186,000円」を「193,000円」に改め、同項イ(ア)b(g)中「1,707,000円」を「1,769,000円」に、「282,000円」を「292,000円」に改め、同項イ(イ)a中「6,000円」を「6,300円」に改め、同項イ(イ)b(a)中「36,000円」を「37,000円」に改め、同項イ(イ)b(b)中「59,000円」を「60,000円」に改め、同項イ(イ)b(c)中「102,000円」を「105,000円」に、「44,000円」を「46,000円」に改め、同項イ(イ)b(d)中「152,000円」を「157,000円」に、「78,000円」を「80,000円」に改め、同項イ(イ)b(e)中「275,000円」を「285,000円」に、「124,000円」を「128,000円」に改め、同項イ(イ)b(f)中「462,000円」を「478,000円」に、「186,000円」を「193,000円」に改め、同項イ(イ)b(g)中「807,000円」を「836,000円」に、「282,000円」を「292,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例第2条第2項第84号の2を削る改正規定ならびに同条例別表第44および別表第53の改正規定 平成31年4月1日
 - (2) 第1条中滋賀県使用料および手数料条例第2条第2項に1号を加える改正規定および同条例別表第69の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定（滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）別表第1号の改正規定中「および第88号」を「、第88号および第89号」に改める部分に限る。） 平成31年6月1日
 - (3) 第1条の規定（前2号に掲げる規定を除く。） 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日
- 2 滋賀県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
- 別表第1号中「第12号」を「第12号から第13号の3まで」に、「第16号」を「第15号の2から第18号まで」に、「第24号から第25号の2まで」を「第20号から第22号まで、第24号から第27号まで」に、「第36号から第40号まで」を「第35号から第40号まで」に、「および第88号」を「、第88号および第89号」に改める。